

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年10月6日)

- [件 名]
- 1 令和2年度版鳥取県環境白書の公表について
(環境立県推進課)・・・1
 - 2 「とっとりプラごみゼロチャレンジ」の取組について
(循環型社会推進課)・・・6
 - 3 とっとり生物多様性推進センターの開設について
(緑豊かな自然課)・・・8
 - 4 ユネスコ世界ジオパークにおける審査事前確認方針について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・9
 - 5 会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
(県版ガイドライン)の策定について
(くらしの安心推進課)・・・10
 - 6 鳥取県新型コロナ対策認証事業所の認証書交付について
(鳥取砂丘砂の美術館)
(くらしの安心推進課)・・・19
 - 7 鳥取県食品衛生条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施に
ついて
(くらしの安心推進課)・・・21
 - 8 「第52回鳥取県交通安全県民大会」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・23
 - 9 「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・24
 - 10 鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針の策定に
ついて
(住まいまちづくり課)・・・25
 - 11 「汽水化に伴う湖山池の環境等の変化に関する調査報告書」について
(水環境保全課)・・・27
 - 12 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(緑豊かな自然課ほか)・・・30

生活環境部

令和2年度版鳥取県環境白書の公表について

令和2年10月6日

環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

については、令和元年度の取組の成果、令和2年度の取組内容を記した令和2年度版鳥取県環境白書を県ホームページ上で公表したので、その内容について報告する。

1 令和元年度の主な目標達成状況・成果(抜粋)

項目	概要
I エネルギーシフトの率先的な取組	<p>○再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内設置の再生可能エネルギーの設備容量が目標の92万kWを上回る100万kWとなり、一般住宅の使用電力量を自給できる水準に達した。 【一般家庭住宅等の電気使用量に対する再生可能エネルギーのカバー率】83%(H26年度)⇒108%(R1年度)
II NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開	<p>○企業・家庭における環境配慮活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の環境への関心を高めるためのメディアを活用した普及啓発や活動支援等を関係機関が連携して行い、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を推進した。 <p>○県内全体のエネルギー使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の猛暑や冬季の低温の影響による電気・ガス使用量の増、生産活動に伴う石油使用量の増などにより、家庭・企業・運輸の全ての部門で目標達成に至らなかった。(H30年度以降は前年度と比較して毎年約2%ずつ削減している。) 【県内全体のエネルギー使用量】6355万GJ(H27年度)⇒6513万GJ(R1年度) <p>○水素エネルギー推進事業・電気自動車普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の普及台数は目標達成には至らなかったものの、環境教育拠点の「鳥取すいそ学びうむ」の活用や、電気自動車の蓄電池としての価値を訴求して、電動車の普及促進を図る「とっとりEV協力隊」制度の創設等により、確実に普及が進んでいる。 【EV・PHV普及台数】637台(H26年度)⇒1276台(R1年度)
III 環境負荷低減の取組が経済活動として成立する社会経済システムの実現	<p>○一般廃棄物の減量・リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は横ばいではあるが、リサイクル率は全国的にもトップレベルの水準。(H30年度:全国2位) 【一般廃棄物のリサイクル率】26%(H26年度)⇒29.6%(H30年度)※全国平均19.9% <p>○産業廃棄物の減量・リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出量の減少、高いリサイクル率(H30年度実績:75.0%)を維持できたことにより概ね良好な成果をあげた。 【産業廃棄物の排出量】595千トン(H26年度)⇒533千トン(H30年度) 【産業廃棄物のリサイクル率】76.1%(H26年度)⇒75.0%(H30年度) 【産業廃棄物の最終処分量】21千トン(H26年度)⇒25千トン(H30年度)
IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保	<p>○豊かな自然環境を活用したふれあいの場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園満喫プロジェクトへの大山隠岐国立公園の選定による利用環境の向上、山陰海岸ジオパークでのマリンアクティビティの受け入れ体制整備、自然歩道等を活用したジオパークトレイルコースの整備、海と大地の自然館の3D映像の制作やデジタル地球儀の設置等の展示物の充実、併せて自然観察会や野外体験活動を実施することで自然体験プログラムの利用者数が増加した。 【自然体験プログラム利用者数:8,725人(H26年度)⇒35,312人(R1年度)】 <p>○生物多様性、健全な自然生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内における希少野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全、外来生物の防除、自然環境の保全を推進するための地域戦略を策定した。 <p>○県内三大湖沼の水質浄化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中海・湖山池は、化学的酸素要求量(COD)の水質目標値を達成した。東郷池はCODの水質目標値を達成できておらず、水質は概ね横ばい傾向である。
V 安全で安心してらせる生活環境の実現	<p>○下水等の生活排水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による公共下水道の整備が進み目標を達成した。 【生活排水処理人口普及率:91.4%(H26年度)⇒94.8%(R1年度)】 <p>○三大河川(千代川、天神川、日野川)、海域および大気環境の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね環境基準を達成しており、清浄な環境が維持されている。
VI 美しい景観の保全と鳥取らしさを活かした街なみづくりの推進	<p>○地域における良好な景観形成に向けた住民意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して景観行政団体への移行を働きかけ、1町が移行への準備を開始した。また、市町村や景観まちづくり活動団体等を対象に景観研修会を開催し、景観の重要性、必要性等の理解を深めた。

2 令和2年度の主な取組(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、フードドライブや幼児を対象とした意識啓発活動など、食品ロスの削減に重点化した取組を継続し、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。 ○「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックごみが及ぼす環境問題が国際的な課題となっていることを踏まえ、マイボトル運動やリユース容器などの環境配慮容器の普及支援など、行政・企業・県民が一体となって、プラごみ排出ゼロに向けた取組を行う。
II 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域エネルギー社会の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するための設備等の導入を支援することで、エネルギーの地産地消による地域内経済循環を進める。 ・地域単位で行われるエネルギーに関する取組や地域主導のエネルギー事業を支援し、県内の電力自給率向上を進める。 ○気候変動に対応する施策の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による社会的・経済的損失を最小限に抑えるため、「気候変動適応センター」を設置し、情報収集や県民・事業者等への普及啓発に取り組むほか、農業・産業・暮らし等の様々な分野における気候変動への適応策を推進する。 ○とっとり健康省エネ住宅普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建設される省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO₂排出量の削減を目指す。
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり生物多様性推進センターを設立し、生物多様性への配慮が促進されるよう活動を行う。 ・希少野生動植物の保護等により県民参加による生物多様性の保全推進や地域の環境学習の取組支援等を行う。 ○山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力を発信し、ツーリズムや知の拠点として、認知度の向上を図る。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内湖沼の豊かな自然や恵みを次世代や引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース(賢明利用)」を目的とする各種施策を実施する。 ○鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等により、星空の保全・活用に係る機運の醸成を図る。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○再エネ100%を目指す企業応援・支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築するために、使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す取組への支援や普及啓発を行う。 ○思いやり消費(エシカル消費)普及事業 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携したエシカル消費実践環境の整備と効果的な啓発・広報により、エシカル消費の認知度向上と実践に繋げる。

3 令和2年度版鳥取県環境白書の公開ホームページ

とりネット 鳥取県環境白書 <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>

第2期とっとり環境イニシアティブプラン目標指標の実績

主な目標指標		プラン当初 (平成26年度末)	実績 (平成30年度末)	実績 (令和元年度末)	プラン目標	
I エネルギーシフトの優先的な取組み						
県内設備容量	太陽光発電	発電事業者(10kW以上)	91,617 kW	233,479 kW	262,030 kW	151,000 kW
		業者・住宅(10kW未満)	39,937 kW	53,330 kW	57,220 kW	50,000 kW
	風力発電	59,100 kW	58,520 kW	58,500 kW	59,200 kW	
	バイオマス(熱利用・発電)	492,068 kW	537,885 kW	537,885 kW	541,500 kW	
	水力発電	117,470 kW	118,571 kW	118,571 kW	118,300 kW	
	その他(地中熱・温泉熱)	0 kW	20 kW	20 kW		
合 計		800,470 kW	1,001,805 kW	1,034,226 kW	920,000 kW	
電力自給率		31 %	36.8 %	38.7 %	35 %	
一般住宅等の電気使用量に対する再エネのカバー率		83 %	102.2 %	108.0 %	97 %	
メタンハイドレート高度技術者の育成		-	5人	8人	10人	
II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開						
TEASの認定数(総数)		1,300 件	1,320 件	1,303 件	1,350 件	
(I種・II種の企業等)		51 件	48 件	47 件	60 件	
(III種の企業等)		359 件	353 件	338 件	385 件	
(II種の高等学校)		24 件	24 件	24 件	25 件	
(III種の小中学校)		35 件	38 件	37 件	40 件	
(III種の家庭(わが家のエコ録 登録者含む))		831 件	857 件	857 件	840 件	
こどもエコクラブ登録者数		8,850 人	7,409 人	6,859 人	10,000 人	
県内全体のエネルギー使用量 (H26からの削減率)		6,371 万GJ	6,644 万GJ	6,513 万GJ	6,032 万GJ (H26年度から5.3%削減)	
・家庭部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)		1,332 万GJ	1,347 万GJ	1,341 万GJ	1,303 万GJ (H26年度から2.2%削減)	
・企業部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)		3,325 万GJ	3,470 万GJ	3,270 万GJ	3,168 万GJ (H26年度から4.7%削減)	
・運輸部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)		1,714 万GJ	1,827 万GJ	1,902 万GJ	1,561 万GJ (H26年度から8.9%削減)	
EV・PHV普及台数		637 台	1,154 台	1,276 台	3,300 台注2	
EV充電器設置基数		152 基	215 基	273 基	527 基注2	
水素ステーション整備基数		-	1 基	1 基	3 基注2	
III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現						
一般廃棄物の排出量(総数)		210 千トン (H25年度)	213 千トン (H29年度)	212 千トン (H30年度)	193 千トン	
【参考】一人一日あたりの排出量		(980g/人・日) (H25年度)	(1,023g/人・日) (H29年度)	(1,001g/人・日) (H30年度)	(945g/人・日)	
一般廃棄物のリサイクル率		26.1 % (H25年度)	31.2 % (H29年度)	29.6 % (H30年度)	31 %	
一般廃棄物の最終処分量		18 千トン (H25年度)	14 千トン (H29年度)	14 千トン (H30年度)	10 千トン	
産業廃棄物の排出量		581 千トン (H25年度)	547 千トン (H29年度)	533千トン (H30年度)	581 千トン	
産業廃棄物のリサイクル率		76.2 % (H25年度)	75.8 % (H29年度)	75.0 % (H30年度)	77 %	
産業廃棄物の最終処分量		21 千トン (H25年度)	25 千トン (H29年度)	25 千トン (H30年度)	20 千トン	
管理型産業廃棄物最終処分場の建設着手件数		0 件	0 件	0 件	1 件	
優良産業廃棄物処理業者認定業者数		48 件	83 件	90 件	68 件	
リサイクル事業の新規事業化企業数		0 社 (1期実績+34社)	+ 44 社	+ 55 社	+ 40 社 (H26年度末比)	
リサイクル産業における雇用の創出		0 人 (1期実績+94人)	+ 84 人	+ 87 人	+ 20 人 (H26年度末比)	
グリーン商品の新規認定数		0 件 (1期実績+358件)	+ 38 件	+254 件	+ 80 件 (H26年度末比)	
廃棄物由来のエネルギー・熱回収取組み事業者数		5 件	6 件	6 件	10 件	

主な目標指標	プラン当初 (平成26年度末)	実績 (平成30年度末)	実績 (令和元年度末)	プラン目標
IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保				
自然保護ボランティア登録者数	146 人	144 人	107 人	180 人
県立拠点施設における自然体験プログラム利用者数	8,725 人	25,000 人(見込み)	35,312 人	17,000 人 注3
里山整備活動・森林体験企画数	20 件	14 件	15 件	33 件 注3
若手狩猟免許保有者数	155 人	330 人	318 人	300 人 注3
中海の水質(COD)	5.0 mg/L	4.4 mg/L	4.6 mg/L	5.1 mg/L
湖山池の水質(COD)	7.0 mg/L	4.7 mg/L	5.4 mg/L	5.5 mg/L
東郷池の水質(COD)	6.0 mg/L	5.5 mg/L	5.7 mg/L	4.5 mg/L
有機農産物・特別栽培農産物の認定面積	1,358 ヘクタール	1,391 ヘクタール	1,266 ヘクタール	1,500 ヘクタール 注3
とっとり共生の森参画企業数	17 社	19 社	19 社	23 社 注3
間伐面積(年間)	3,050 ヘクタール	3,000 ヘクタール	3,015 ヘクタール	4,200 ヘクタール
V 安全で安心してらせる生活環境の実現				
生活排水処理人口普及率	91.4 %	94.1 %	94.8 %	93.2 %
河川・海域の水質の環境基準達成率 (河川:BOD、海域:COD)	93.3 %	96.7 % (H29年度)	93.3 % (H30年度)	100 %
ベンゼン等の有害大気汚染物質の環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	100 %
大気中のダイオキシン類濃度	0.014 pg-TEQ/Nm3	0.0091 pg-TEQ/Nm3	0.0076 pg-TEQ/Nm3	0.012 pg-TEQ/Nm3
VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進				
景観まちづくり活動に取り組む団体数	70 団体	72 団体	72 団体	74 団体
景観行政団体(市町村)数	5 団体	6 団体	6 団体	6 団体
地域資源を活用したまちづくり実施地区数	71 地区	72 地区	72 地区	73 地区

注1 : 一般廃棄物、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量の実績については前年度末の数値

注2 : 令和2年度末の数値

注3 : 「鳥取県元気づくり総合戦略」の目標年度(令和元年度)の数値を掲載

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(R2-R12)目標指標

No.	指標名	プラン策定時	目標 (令和 12 年度)
1	一人一日あたりの排出量	1,050g/日・人 (平成 29 年度)	895g/日・人
2	一般廃棄物のリサイクル率	31.2%(平成 29 年度)	35%
3	食品ロス食べきり協力店の登録数	78 件(平成 30 年度)	300 件
4	プラごみ削減取組企業等の登録件数	12 件 (令和元年 12 月現在)	100 件
5	温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算) (森林による CO ₂ 吸収量を差し引いたもの)	4,133 千トン (2013 年度比 12%減) (平成 30 年度)	2,827 千トン (2013 年比 40%減)
6	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている 特定事業者のうち温室効果ガスを 2013 年度 比 20%以上削減した企業の割合	20% (平成 30 年度)	90%
7	主要電力における再生可能エネルギーの割合	36.8% (平成 30 年度)	60%
8	健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合	約 9% (平成 30 年度)	50%
9	「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種 のリスト」掲載種の保護	絶滅 25 種 絶滅危惧種 361 種 (2012 年 3 月)	絶滅危惧種から絶滅種へ の移行 (悪化) を可能な 限りゼロにする。
10	60 歳未満の県内狩猟免許所持者	887 人(平成 30 年度)	1,300 人
11	県の自然保護又は生物多様性保全の取組への ボランティア参加者数	4,463 人/年 (平成 30 年度)	5,000 人/年
12	中海の水質 (COD)	4.9mg/L <small>(平成 26 年度～平成 30 年度の平均値)</small>	4.0 mg/L
13	湖山池の水質 (COD)	5.6mg/L <small>(平成 26 年度～平成 30 年度の平均値)</small>	4.8 mg/L
14	東郷池の水質 (COD)	5.3mg/L <small>(平成 26 年度～平成 30 年度の平均値)</small>	4.4 mg/L
15	環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入や環境イニ シアティブ ^{注2)} への参画等の環境配慮経営に取り 組む企業数	123 社 (平成 30 年度)	250 社
16	CSR 活動・アダプトプログラムの参加者数	12,260 人/年 (平成 30 年度)	15,000 人/年

「とっとりプラごみゼロチャレンジ」の取組について

令和2年10月6日
循環型社会推進課

プラスチックごみの排出抑制とリサイクル推進を目的とした「とっとりプラごみゼロチャレンジ」の取組について報告する。

1 「とっとりプラごみゼロチャレンジ」ポスターコンクールの結果

使い捨てプラスチック製品の使用抑制や分別の徹底、ポイ捨て禁止、マイボトルの使用など、プラスチックごみの排出抑制やリサイクル推進に関するポスターを募集し、応募者のプラスチックごみに対する理解を深めるとともに、入賞作品を活用し、県民のプラスチックごみ削減等に対する意識啓発を行う。

(1) 募集期間 6月22日(月)から9月17日(木)

(2) 応募作品 46作品

[内訳]

テーマ1 プラスチックごみの削減・リサイクルの推進

①小学生の部 2作品、②中学生の部 15作品、

③高校生・一般の部 22作品

テーマ2 マイボトルの使用の推進

①小学生の部 無、②中学生の部 4作品、

③高校生・一般の部 3作品

(3) 審査員

県立博物館美術振興課長、小中学校課指導主事、
循環型社会推進課長

(4) 入選作品

別紙のとおり

(5) 最優秀作品の活用

最優秀賞の受賞作品のうち最も評価の高かった作品は、とりネットや配布物への掲載のほか、啓発ポスターとして公共施設やマイボトル運動協力店への掲示等により、県民へのプラスチックごみの排出抑制等の呼びかけに活用する。



啓発ポスターに活用する最優秀作品

2 河川を流れるプラスチックごみ調査の実施

プラスチックごみの実態を知ることにより、ごみのポイ捨て禁止の注意喚起や適切なおごみの分別など、県民が日頃からできる取組の実践を促すため、調査を実施する。

(1) 実施日時 10月24日(土) 午前10時から正午

(2) 実施場所 コナン大橋周辺(北栄町由良宿)

(3) 参加者 子どもとその保護者など約20名

(4) 内容 ①コナン大橋から河口に向けて、両岸約50mの範囲で清掃活動を行い、その内プラスチックごみがどのくらい含まれるか、どの様な種類のプラスチックごみが含まれているか調査
②公立環境大学の学生による海洋プラスチック問題に関する学習
③県衛生環境研究所による水中のプラスチックごみ調査の見学

3 プラスチックごみ対策に関するその他の取組

(1) 海辺の漂着物調査の実施(平成8年から継続実施)

9月18日(金) 赤碕港海岸: 琴浦町立赤碕小学校ほか約50名...雨天のため中止

10月7日(水) 浦富海岸: 岩美町観光協会ほか約20名

10月14日(水) 弓ヶ浜海岸: 県立境港総合技術高等学校約30名

(2) マイボトル運動の推進

①協力事業所等の募集: 9月14日(月)から10月9日(金) ※キャンペーン参加登録期限

②マイボトル運動キャンペーンの実施

期間: 10月下旬~12月31日(木)(予定)

概要: 期間中に、協力店でマイボトルを利用して飲料購入を一定回数行った県民の方に、抽選で景品等をプレゼントし、マイボトルの利用促進を図る。

(別紙)

「とっとりプラごみゼロチャレンジ」ポスターコンクール入選作品

【テーマ1 プラスチックごみの削減・リサイクルの推進】

①小学生の部

賞	作品名	所属・氏名
最優秀賞	考えてみよう プラスチック	鳥取市立明德小学校5年 木下 うた
優秀賞	鳥取プラごみゼロチャレンジ	鳥取市立湖山西小学校5年 寺地 愛理

②中学生の部

賞	作品名	所属・氏名
最優秀賞	あなた次第で地球が変わる	鳥取市立南中学校3年 西山 莉央
優秀賞	その1つで世界が変わる	鳥取市立西中学校2年 森本 華蓮
	海をプラごみから守ろう	鳥取市立北中学校2年 柳楽 良祐

③高校生・一般の部

賞	作品名	所属・氏名
最優秀賞	プラごみゼロへ	学校法人永島学園米子松蔭高等学校2年 笹尾 咲来
優秀賞	海のごみ	学校法人永島学園米子松蔭高等学校2年 中本 凜
	プラゴミの光と影	県立鳥取養護学校高等部1年 木下 和喜

【テーマ2 マイボトルの使用の推進】

①中学生の部

賞	作品名	所属・氏名
最優秀賞	未来への選択	倉吉市立東中学校2年 山田 晃己
優秀賞	私たちの新スタイル	鳥取市立北中学校2年 田中 沙渚
	使おう！マイボトル	鳥取市立北中学校2年 前場 麗奈

②高校生・一般の部

賞	作品名	所属・氏名
最優秀賞	青春に彩りを。	学校法人永島学園米子松蔭高等学校3年 山川 琴音
優秀賞	マイボトルを使おう	学校法人永島学園米子松蔭高等学校2年 宮崎 菜月
	マイボトル	学校法人永島学園米子松蔭高等学校3年 野々村 有夏

<各部門ごとの最優秀賞入選作品>



プラスチック:小学生の部



プラスチック:中学生の部



プラスチック:高校・一般の部



マイボトル:中学生の部



マイボトル:高校・一般の部

とっとり生物多様性推進センターの開設について

令和2年10月6日
緑豊かな自然課

昨年度策定した鳥取県生物多様性地域戦略を推進し、希少野生動植物の生息情報管理や民学官での連携を図る組織として、この度「とっとり生物多様性推進センター」を開設することとしたので報告する。

1 組織

- 名称 とっとり生物多様性推進センター（以下「センター」という。）
- 開設目的 自然保護団体に対する研修会や講師派遣、自然保護活動のPR、工事発注者との調整など、民学官で連携して希少野生動植物種の保全・保護の取組を進め、県民の自然保護活動への参加促進や周知を図る。
- 開設日 令和2年10月8日（木）予定
- 設置場所 生活環境部緑豊かな自然課
- 体制 事務局長1名（課長）、自然環境保全担当3名、会計年度任用職員1名

2 センターの活動概要

(1) 自然保護団体等との連携、連絡協議会の運営

- センターと自然保護団体等の情報共有や交流・意見交換を行う場を設けるとともに、センターの活動内容等について話し合うセンター連絡協議会を設ける。
[連絡協議会メンバー] 有識者、自然保護団体、県立博物館等

(2) 自然保護活動の推進

- 県内で取り組まれる自然保護活動をSNSやHPで紹介し、県民への参加を促す。
- 自然保護団体等に対する研修会の開催や講師派遣等、技術的な支援を行う。
- 各種自然保護や生物多様性の啓発活動、外来種の駆除に活用可能な補助金等を紹介する。

(3) 生物多様性GIS（希少野生動植物の生息情報を電子地図上で可視化する地理情報システム）の保守・管理

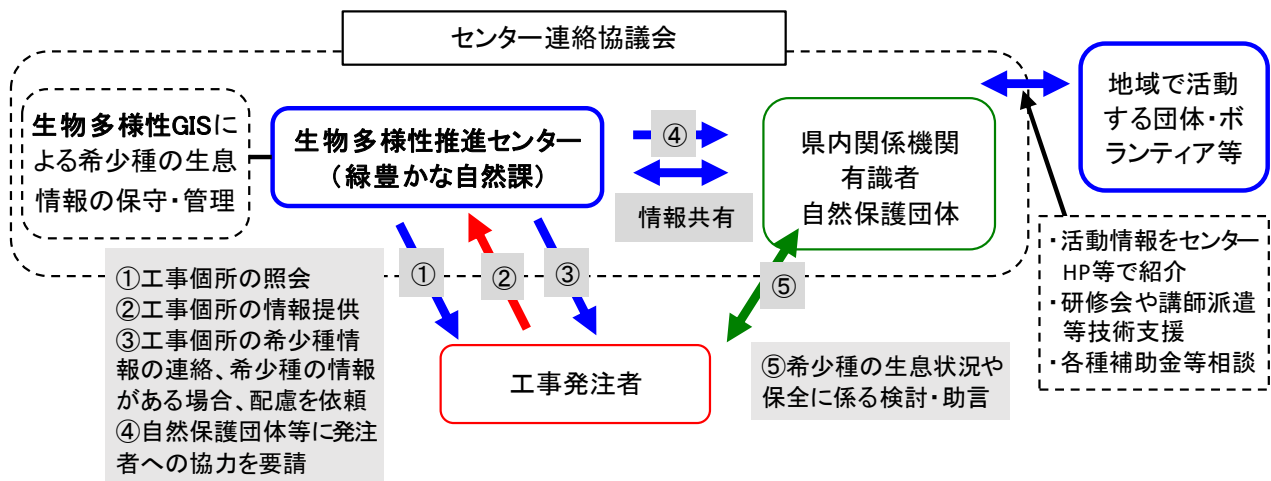
- 希少野生動植物の生息情報を収集、整理してGISで管理する。

(4) 工事における希少野生動植物の保護（下のイメージ図の①～⑤）

- センターは工事情報を収集し、工事予定地等の希少野生動植物の生息情報をGIS等で確認する。生息情報があった場合、センターは工事発注者や自然保護団体等と協力して保全に取り組めるよう情報提供や調整を行う。

※従来は、緑豊かな自然課において工事発注者からの問合せに応じて対応してきた業務

【センター活動のイメージ等】



ユネスコ世界ジオパークにおける審査事前確認方針について

令和2年10月6日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

日本ジオパーク委員会から「ユネスコ世界ジオパークにおける審査事前確認方針」が示されたので、その概要を報告する。

1 ユネスコ世界ジオパークにおける審査事前確認方針

令和2年度以降、ユネスコ世界ジオパークの再認定審査（以下、ユネスコの再認定審査という。）の前年に実施していた日本ジオパーク委員会独自の審査は廃止し、ユネスコの再認定審査結果をもって、日本ジオパークとしての再認定判断とする。

なお、従来の日本ジオパーク委員会による審査は、翌年のユネスコの再認定審査に向けた事前確認・助言の場とする。

2 経緯

- ・日本ジオパーク委員会は、ユネスコ世界ジオパークの再認定審査の前年に現地審査を実施し、日本ジオパーク委員会として再認定または条件付き再認定をしてきた。
- ・しかし、国内のユネスコ世界ジオパーク9地域から、「日本ジオパーク委員会による国内再認定審査は、国際地質科学ジオパーク計画の定款とユネスコ世界ジオパークガイドラインに沿って行われており、ユネスコの再認定審査と重複するため、日本ジオパーク委員会による審査やその結果決定を廃止すべきである」との声が上がった。
- ・これを受けて、日本ジオパーク委員会で検討された結果、「今後、日本ジオパーク委員会は、ユネスコの再認定審査の前年に審査事前確認を実施し、課題があれば、翌年のユネスコの再認定審査までに改善するよう助言することとする。また、ユネスコの再認定審査の結果をもって、日本ジオパークとしての再認定判断とする」こととされた。

【参考】山陰海岸ジオパークに係るユネスコ世界ジオパーク、日本ジオパークの認定の経過

H20. 12. 8 第4回日本ジオパーク委員会（日本ジオパークに山陰海岸認定）

H21. 5. 16 日本ジオパークネットワーク設立

H22. 10. 4 世界ジオパークネットワーク加盟認定（国内4番目）

H25. 12. 16 日本ジオパーク再認定（エリア拡大）

H26. 9. 23 世界ジオパークネットワーク加盟再認定（エリア拡大）

H27. 11. 17 世界ジオパークがユネスコの正式事業に決定

H28. 4. 1 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館開館

H29. 9. 27 日本ジオパークの再認定審査結果公表（2年間の条件付き再認定）

H31. 2. 26 ユネスコ世界ジオパーク再認定

H31. 4. 26 日本ジオパークの条件付き再認定の解除公表

R3年度 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査に向けての審査事前確認

R4年度 ユネスコ世界ジオパーク再認定審査

※平成29年9月の日本ジオパークの審査の結果が「条件付き再認定」となっていたが、その後、日本ジオパーク委員会で、ユネスコ世界ジオパークの審査において「再認定」となった場合の取り扱いが議論され、平成31年2月のユネスコ世界ジオパークの審査の「再認定」を受けて、同年4月に日本ジオパークの「条件付き再認定」が解除となった。

同様事例：島原半島ジオパーク（長崎県）、阿蘇ジオパーク（熊本県）、アポイ岳ジオパーク（北海道）

会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (県版ガイドライン)の策定について

令和2年10月6日
くらしの安心推進課

県西部で発生した宿舍での共同生活を原因とする新型コロナウイルス感染者の集団発生事案を受けて、会社寮等における県版ガイドラインを策定したので報告する。

1 会社寮等における県版ガイドラインの概要(令和2年9月23日策定)

「学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年8月31日作成)を基に、会社寮等に特有の状況を踏まえてガイドラインを作成した。

【会社寮等に特有の状況(例)】

- ・学校寮と異なり、管理者等が不在の形態が多く、入寮者が各自で感染予防対策を実施することが重要。
- ・社会人特有の行動習慣(飲酒・喫煙等)への対策が必要。

対象者	主な記載事項
寮の設置者	<ul style="list-style-type: none">・入寮者の指導・監督(発熱時の対応含む)・消毒設備やアクリル板など感染予防対策に必要な物品の調達・供給体制の構築・感染者が発生した際の情報収集
入寮者	<ul style="list-style-type: none">・日常生活で各自が実施する感染予防対策 [感染予防対策例]・適切な感染予防対策がとれるよう、過度な飲酒は控える。・喫煙室等の喫煙場所については、できる限り2メートルを目安に距離を確保するように努めるとともに、十分な換気を実施する。・同じ寮室の者同士が寝る場合は、布団の位置を可能な限り離すとともに、頭の位置を互い違いになるようにする。

2 ガイドライン記載事項の確認について

策定にあたっては、事前に以下の確認を行った。

- ①県衛生技師により以下の2つの寮を実地確認し、記載事項は概ね妥当であることを確認した。
 - ・外国人技能実習生寮(1つの宿舍内に4名の外国人技能実習生が生活)
 - ・建設業従事者の宿舍(アパートの1室(2DK)に3名の建設業従事者が生活)
- ②外国人技能実習生の技能等習得活動の監理を行う団体に確認した結果、一部の感染予防対策が困難であるとの意見をいただいたため、記載事項を修正した。
 - ・外国人技能実習生監理団体(鳥取フードネットワーク協同組合)
〔主な意見〕会社寮の中で、原則マスク着用は負担が大きい。
⇒会話をする時・体調不良時にマスクを着用するという運用に変更した。

3 ガイドラインの周知について

生活環境部所管の事業者(再生可能エネルギー発電開発事業者、飲食、旅館関係など)、県土整備部(官庁発注の建設工事関係)、商工労働部(寄宿舍を設置する事業者)、農林水産部(農林漁業者)、福祉保健部(介護業務従事者・病院)など関係部局等と連携し、幅広く周知した。

<通知の例>

- ・企業支援課 商工会、商工会連合会等、商工関係団体へ9月23日付けで通知
- ・農林水産総務課 各農林水産団体へ9月23日付けで通知
- ・技術企画課 建設業関係団体に9月24日付けで通知
- ・雇用政策課 県発注工事の受注業者に対しては総合事務所を通じて工事指示書により通知
厚生労働省鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会等へ9月24日付けで通知

会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年9月23日作成

鳥取県くらしの安心推進課

1 対象とする会社寮等について

本ガイドラインの対象とする「会社寮等」（以下、「寮」という。）とは、労働者などが居住するために企業が設置する施設であって、かつ、玄関・浴室・食堂・トイレなどの生活設備を他の労働者と共用する施設をいう。

ただし、いわゆる共同住宅のように、各戸に独立の玄関があり、それぞれの独立空間に浴室・トイレなどの生活設備があり、他の労働者と共用がない場合は、本ガイドラインを適用しないものとする。

2 寮管理の心得について

寮の設置者（一時的に一軒家やアパートを借り上げ、寮として使用する者を含む。以下、「設置者」という。）は、寮における新型コロナウイルス感染者の集団発生を防止するため、施設の衛生状況の保持及び改善を図るとともに、最新の知見を収集して感染防止に取り組む必要がある。

よって、設置者は、寮に居住する労働者（以下「入寮者」という。）に、新型コロナウイルス感染症に関する知識や、感染予防対策を実行できる技量を習得させるとともに、入寮者自身が各自で施設の衛生管理を行い、感染予防対策を実施できるよう指導・監督を行うものとする。

また、設置者は、入寮者において施設の衛生管理が適切に実施できるよう消毒設備やアクリル板、ビニールカーテンなど、感染防止対策に必要な物品の調達・供給体制を構築しておくこととする。

3 入寮者による感染予防対策について

- (1) 設置者は、入寮者において施設の衛生管理が適切に実施できるよう本ガイドラインや業界作成のガイドラインを入寮者に周知する。
- (2) 設置者は、入寮者のうちから施設の衛生管理にかかる責任者を選出し、寮における感染防止対策を適切に実施させる。
- (3) 入寮者は、毎日体温を測定し、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は、設置者にその旨を報告するとともに、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室にて休養する。
- (4) 入寮者は、寮内では、手洗い（手指の消毒）、咳エチケットを励行する。また、会話をする時はマスクを着用し、大声は控える。
- (5) 入寮者は、感染予防対策及び利用する部屋の衛生管理を徹底する。
- (6) 入寮者は、利用した施設・設備について消毒液による消毒を行う。
- (7) 入寮者は、使用する部屋の網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をする。窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換える。隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫する。
- (8) 入寮者は、換気扇等の感染予防対策に係る設備の稼働状況について定期的に確認し、設置者に報告する。設置者は適宜クリーニングや修繕等の対応をとる。

4 入寮（長期休暇（帰省等）から寮に帰ってくる場合を含む）にあたって

- (1) 設置者は、入寮にあたり、入寮者の入寮前2週間の行動歴及び体調を確認して入寮の可否を判断する。また、入寮者が長期休暇等で県外に出かけた場合は、当該機関の行動歴及び体調を確認する。なお、入寮者の感染予防対策に資するため、マスク、体温計を準備する。
- (2) 設置者は、入寮者が入寮の直前・直後に発熱や咳、咽頭痛等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を有した場合、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室で一先ず休養させた上で、「6 入寮者に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について」に基づき対応を行う。
- (3) 設置者は、入寮者に、寮内での手洗い（手指の消毒）、咳エチケットの励行、及び共有スペースで会話をする時は原則マスクを着用すること等の感染予防対策並びに感染が判明した際の対応について指導を行う。

5 入寮者の体調管理について

- (1) 設置者は、入寮者の感染を早期に探知できるよう、入寮者に対して出勤前に検温及び咳、咽頭痛等の症状の有無等について健康観察表(参考様式)に記録させるよう指導する。
- (2) 設置者は、入寮者に、発熱や咳、咽頭痛等の症状が出た場合、ただちに報告するよう指導する。また、入寮者個々の健康状態を毎日点検して、入寮者全体の健康状況を把握する。

6 入寮者に発熱、風邪症状がある場合等の危機管理対応について

設置者は、入寮者に発熱等の症状がある場合には、新型コロナウイルスへの感染の疑いを考慮し、休養室等別室での休養や発熱・帰国者・接触者相談センター（以下、「センター」という。）への相談などの迅速かつ的確な対応が寮における感染拡大防止につながることを念頭に置き、以下の対応を実施する。

- (1) 設置者は、入寮者に発熱や咳、咽頭痛等の症状があることを確認した場合、症状がある入寮者を、個室の入寮者の場合は自室で、相部屋の入寮者の場合は他の入寮者と分けた休養室等別室で休養させる。（以下フロー図1参考）
- (2) この場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、設置者又は入寮者は、ただちにセンターに相談し、センターの指示に従った対応を指揮する。
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- (3-1) 相談の結果、入寮者が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けた場合、設置者は、入寮者にセンターが指示した帰国者・接触者外来を受診させ、PCR検査の結果が判明するまで、当該入寮者を他の入寮者と関わらない休養室等別室で休養させる。また、関係者の行動状況等の情報収集を行う。なお、帰国者・接触者外来等への移動は社用車や自家用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意する。社用車や自家用車等で入寮者を移動させる場面では、後部座席に入寮者を座らせ、前後の窓をスリット状（前窓を小さく開け、後窓を大きく開ける）に開放するなどして、前から後ろへの一方向の風の流れをつくること。
- (3-2) 相談の結果、入寮者が帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けなかった場合、設

置者は、入寮者に病状に応じて医療機関（かかりつけ医）に事前連絡をさせた上で、受診させる。また、入寮者の症状が改善するまで、当該入寮者を他の入寮者と関わらない休養室等別室で休養させ、症状が改善しない場合は、再度センターに相談させる。なお、医療機関等への移動は社用車や自家用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意する。社用車や自家用車等で入寮者を移動させる場面では、後部座席に入寮者を座らせ、前後の窓をスリット状（前窓を小さく開け、後窓を大きく開ける）に開放するなどして、前から後ろへの一方向の風の流れをつくること。

- (4) 設置者は、PCR検査の結果、入寮者が感染者と判明した場合、感染者の入院への対応等を行うとともに、保健所の指示に従って寮の消毒や感染拡大防止措置を徹底して行う。また、可能な限り感染者の行動（感染判明前及び判明後）について情報収集するなど、保健所からの依頼に対応する。（以下フロー図2参考）
- (5) (4)の感染者以外の入寮者が保健所の指示によるPCR検査の結果、陽性が判明した場合、設置者は、保健所の指示に従って、当該入寮者を医療機関に入院させる。
- (6) (4)の感染者以外の入寮者が保健所の指示によるPCR検査の結果、陰性が判明した場合、設置者は、保健所の指示に従って、当該入寮者を消毒後の寮又は宿泊施設を活用して生活させ、2週間の健康観察を行う。
- (7) 設置者は、入寮者の感染が判明した場合、若しくは、入寮者が感染者の濃厚接触者等に特定された場合の対応（フロー図2参考）を記載したフロー図を事前に作成する。

7 玄関における感染予防対策について

設置者は、玄関に手指の消毒設備を設置するとともに、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

<入寮者が徹底すべき項目>

- ・外から帰ってきた時には必ず手洗い（手指の消毒）を行うよう徹底すること。
- ・玄関では大声での会話は控えるとともに、入退の時間をずらす等の工夫を行い玄関で密集しないようにすること。
- ・外来者や面会者に、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は寮に入らないよう要請すること。
- ・症状がないことを確認した外来者や面会者に、寮内共有スペースでのマスクの着用や大声での会話を控えるよう要請すること。
- ・外来者や面会者に、寮に入る際は手指を消毒するよう要請すること。

8 寮室における感染予防対策について

- (1) 設置者は、入寮者ができる限り少人数での利用となるように寮室の設定を行う。
- (2) 設置者は、寮室における感染防止対策を図るため、入寮者に以下の徹底を指導する。

<入寮者が徹底する項目>

- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に寮室の十分な換気をする。
- ・換気にあたっては、換気扇・扇風機の活用に加え、寮全体で一斉に窓を開放するなどにより空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に一方向の風の流れを作ること意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫すること。
- ・同じ寮室の者同士であっても、大声での会話を控えるとともに、フィジカルディスタンス（人と人との距離）の確保を心がけること。
- ・寮室ごとに設置した消毒設備で、電気スイッチ、エアコンのリモコンなどの共用

- 部分を1日2回（朝食前・夕食前）消毒すること。
- ・他人の物にはできる限り触れないよう寝具や生活用品等の共有をしないこと。
- ・設置者の許可なしで寮室での集合はしないこと。
- ・同じ寮室の者同士が寝る場合は、布団の位置を可能な限り離すとともに、頭の位置を互い違いになるようにすること。
- ・部屋替えの際に清掃に加えて寮室全体の消毒を徹底すること。

9 食堂における感染予防対策について

- (1) 設置者は、食堂に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、食堂に入ることができる人数を設定するとともに、入寮者の食事等に十分な時間を設定して密な時間を回避し、分散して食事を摂るようにするなど工夫を行い食堂で密集しないよう徹底する。
- (3) 設置者は、フィジカルディスタンスを確保できるよう食堂の配席（対面しない配席、隣同士も距離をとる）を工夫し、できない場合はアクリル板やビニールカーテンで遮蔽する対応をとる。
- (4) 設置者は、食堂における感染予防対策を図るため、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

<入寮者が徹底する項目>

- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、食堂ではなく、休養室等別室で食事をするよう徹底すること。
- ・食堂に入退室する際の手指の消毒を徹底すること。
- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気をする。
- ・窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫すること。
- ・食堂を出る時には、使用したテーブルや椅子の背もたれ等の触れた部分のほか、調味料等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を徹底すること。
- ・食堂で大声での会話を控えること。
- ・箸、コップなどを一人ずつ個別に配布し、共有の箸箱等から取るなど他の入寮者が触れる可能性のある配布形式は避けること。
- ・バイキング形式や鍋での料理提供ではなく、個々の配膳で食事とすること。また、配膳にあつてはマスクの着用及び作業終了後の手指の消毒を徹底すること。
- ・乾杯はグラスが触れないように行うこと。
- ・お酌やグラスの回し飲みは避けること。
- ・適切な感染予防対策がとれるよう、過度な飲酒は控えること。
- ・食堂ではなく、自室で食事をする場合は、席を離して横並びに座るなど、フィジカルディスタンスが確保できるような措置を講じること。

10 厨房における感染予防対策について

- (1) 設置者は、厨房に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- (2) 設置者は、厨房における感染予防対策を図るため、調理担当者に対して以下の指導

を徹底する。

＜調理担当者が徹底する項目＞

- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、調理に携わらないよう徹底すること。
- ・網戸のある窓を開けるなど定期的に十分な換気を行うこと。
- ・窓が無い場合は、換気扇・扇風機を活用するなどして空気の流れを作り、吸込口（入口）、吹出口（出口）を意識して空気を入れ換えること。また、隙間風程度に一方向の風の流れを作ることを意識し、吸込口と吹出口として換気扇や扇風機の活用を工夫すること。
- ・厨房内に入寮者が密集しないようにすること。
- ・マスクを着用し咳エチケットを徹底すること。
- ・調理中はこれまで以上に手洗い、手指消毒を励行すること。
- ・調理が終了した際には、使用した調理用具のほか、テーブル、レンジ、冷蔵庫、調味料等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を徹底すること。

11 脱衣室及び浴室における感染予防対策について

- （1）設置者は、脱衣室及び浴室に入ることができる人数を設定するとともに、入寮者の入浴等に十分な時間を設定して密な時間を防止し、ローテーションを決めて分散して利用するなど工夫を行い、脱衣室及び浴室で密集しないよう徹底する。
- （2）設置者は、脱衣室に手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- （3）設置者は、脱衣室及び浴室における感染予防対策を図るため、入寮者に対して以下の指導を徹底する。

＜入寮者が徹底する項目＞

- ・脱衣室及び浴室の網戸のある窓を定期的に開け、利用中も換気扇を常時使用するなど十分な換気を行うこと。
- ・発熱や咳、咽頭痛等がある場合は、浴室等を利用しないよう徹底すること。
- ・タオルやブラシ等を共用せず、各自が持参したものを使用するよう徹底すること。
- ・脱衣室及び浴室では、シャワーを一つ置きに使用するなどフィジカルディスタンスを確保するとともに、大声での会話を控えること。
- ・利用終了後に、蛇口の取っ手、脱衣かご、ドライヤー、体重計等多くの入寮者が触れる部分の拭き取り清掃及び消毒液による消毒を行うこと。

12 洗面室及びトイレにおける感染予防対策について

- （1）設置者は、洗面室及びトイレに手指の消毒や入寮者が触れる部分等を拭き取り清掃及び消毒するための消毒液及びペーパータオルを設置する。
- （2）設置者は、洗面室及びトイレにおける感染防止対策を図るため、入寮者に対して以下の徹底を指導する。

＜入寮者が徹底する項目＞

- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すこと。
- ・トイレを使用した後は手洗い（手指の消毒）を徹底すること。
- ・タオルやブラシ等は共用せず持参し、使用後は共同の場に置かず持ち帰ること。

13 その他寮内の施設、設備（洗濯室・喫煙室等）の利用等について

- （1）設置者は、感染が疑われる入寮者が発生した場合に備えて、他の入寮者と分けて収容できる休養室等別室を設ける。

- (2) 設置者は、感染予防を徹底するため、入寮者や外来者に守ってもらいたいことを箇条書き等でわかりやすくまとめたものを玄関、食堂、風呂場等の場所ごとに目に付く場所に掲示する。
- (3) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設の人数をそれぞれ設定し、入寮者に、設定人数内の使用の徹底を指導する。
特に喫煙室等の喫煙場所については、できる限り2メートルを目安に距離を確保するように努めるとともに、十分な換気を実施する。
- (4) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設の出入口には手指の消毒設備を設置するとともに、入寮者に、入退室するときには必ず手指の消毒を徹底するよう指導する。
- (5) 設置者は、入寮者が利用できる寮内の施設内にペーパータオル及び消毒液を常備し、設置者は、入寮者に、利用した後に多くの入寮者が手を触れる箇所（ドアノブ、洗濯機のスイッチ、灰皿等）を消毒液による消毒するよう指導する。
- (6) 設置者は、外気が入りにくく、換気扇がない廊下等の寮内共有スペースには扇風機等を設置して空気の流れを作る。
- (7) 入寮者は、消毒液の使用期限を管理し、詰め替え容器を使用する場合は、中身を使い切り、洗浄後に十分乾燥させた容器に詰め替えを行う。

14 その他

- (1) 設置者は、入寮者に、感染予防対策で生じたゴミ（使用済みマスクなど）はビニール袋に入れて密封してゴミ箱に捨てるよう指導する。
- (2) 設置者は、入寮者に、その他のゴミを回収し一時保管する場合も、ビニール袋に入れて密封した上で蓋つきのゴミ箱に保管するよう指導する。
- (3) 設置者は、入寮者に、他の入寮者が出したゴミ等を回収して出す場合には、マスクや手袋を着用し、直接触れないよう指導する。
- (4) 入寮者は、寮の所在する市町村のルールに従いゴミ出しを行う。
- (5) 設置者は、共同のゴミ箱は、手を使用せずに蓋を開閉できるもの（足ふみペダル開閉式など）の設置に努める。
- (6) 通勤に際して、社用車や自家用車等を利用する場合は、可能な限り相乗りを避け個別で移動する。
万が一、相乗りが必要な場合は、同乗者を後部座席に座らせ、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意する。
- (7) 設置者は、入寮者に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、寮外においても鳥取型「新しい生活様式」等に基づき、感染防止のための適切な行動をとるよう指導する。

15 附 則

- (1) このガイドラインは、令和2年9月23日から適用する。
- (2) このガイドラインは最新の情報に基づき適宜更新する。

入寮者に発熱、風邪症状等がある場合の対応の考え方

集団感染防止の観点での対応手順

入寮者に発熱、風邪症状等が判明

入寮者から設置者に報告
設置者は、当該入寮者を他の入寮者と分けた個室で休養させる。

- 次に該当する場合
- ☑ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☑ 重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ☑ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

ただちに発熱・帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従う。

相談の結果、帰国者・接触者外来の受診勧奨を受けた場合

センターが指示した帰国者・接触者外来を受診させる。

PCR検査実施の指示

PCR検査の結果が判明するまで、当該入寮者を他の入寮者と分けた個室で休養させる。関係者の行動状況等の情報収集を行う。

PCR検査陽性

当該入寮者は保健所の指示に従い医療機関へ入院する。設置者は保健所の調査に協力し、濃厚接触者の特定や施設内の消毒を行うとともに、他の入寮者に正確な情報を提供し、調査や消毒作業への協力を求める。
(詳細は「患者発生時のフロー図」によること)

相談の結果、かかりつけ医の受診勧奨を受けた場合

病状に応じて医療機関(かかりつけ医)に事前に連絡してから、入寮者を受診させ、指示に従う。

コロナ疑いあり再相談

症状が改善しない場合、再相談

コロナ疑いなし PCR検査実施しない

PCR検査陰性

※医療機関等への移動は社用車等を利用し可能な限り人との接触を避けるとともに、マスクを着用しこまめな換気を行うなど、感染予防に留意すること。

入寮者に感染者が発生した場合の対応の考え方

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、また、我々が闘うべき相手は、人ではなくウイルスであり、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されず、相手を思いやる気持ちを持ち、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとること。

入寮者に感染者が発生した場合の対応手順

PCR検査結果を受けた入寮者からの連絡により、
感染の発生が判明

感染の発生を、設置者に報告する

設置者の対応

- 寮の休止措置（説明文書の配布など）
- 保健所からの依頼に対応する。
 - ・感染者の行動の情報収集 など
- 保健所の指示により、寮内の消毒を実施する。
- 感染者の入院に対応する。
(必要に応じて感染者の関係者へ連絡)

感染者は保健所の指示に従い
原則医療機関に入院となる。

他の入寮者も保健所の指示に従ってPCR検査を受ける

陽性とされた入寮者

陰性とされた入寮者

消毒後の寮又は宿泊施設を活用して生活し、2週間の健康観察を行う。

鳥取県新型コロナ対策認証事業所の認証書交付について（鳥取砂丘砂の美術館）

令和2年10月6日
くらしの安心推進課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む新型コロナ対策認証事業所として新たに認証された事業所に対して認証書を交付したのでその概要を報告する。

1 認証事業所制度の概要

新型コロナウイルス感染症に対して安心して利用できる事業所を認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消し、これら施設の利用促進を図ることにより、経済活動の回復に繋げることを目的とする。また、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の模範的施設として他の店舗の参考となることで、県内の感染拡大予防対策の向上を図る。

令和2年6月19日の制度創設後、現在8店舗を認証している。

2 認証書交付式の概要

(1) 日 時 令和2年10月3日（土） 午前9時から9時10分まで

(2) 場 所 鳥取砂丘フレンド2階（鳥取市福部町湯山）

(3) 出席者 鳥取砂丘砂の美術館 館長 松尾 真司（まつお しんじ）
鳥取県知事 平井 伸治

(4) 鳥取砂丘砂の美術館における新型コロナ対策の特徴

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（（公財）日本博物館協会 作成）に沿った対策を実施している。

- ・ 来客向けの注意喚起表示を施設内の随所に設置し感染予防対策の実施について啓発
- ・ 展示場内の密集対策として、展示場の混雑度に応じて入場者数を制限する（60人程度を目安に）
- ・ お客様のよく触れる場所は営業中も1時間に1回消毒を実施
- ・ 閉館時間を繰り上げ、閉館後の館内清掃及び消毒の時間を確保
- ・ 接触感染対策として、音声ガイド、傘、ベビーカー等の貸出しを中止

(5) 認証書交付式の模様



3 現在までの認証事業所の一覧

番号	名称	施設所在地	営業形態	認証日
1	アフター・アワーズ	鳥取市末広温泉町401	ライブハウス	R2.6.19
2	ケイズカット・ワン	倉吉市山根648-9	理容業	R2.6.19
3	ANAクラウンプラザホテル米子	米子市久米町53-2	ホテル業	R2.8.5
4	Color studio air	米子市上後藤6-9-26	美容業	R2.8.5
5	鳥の劇場	鳥取市鹿野町鹿野1812-1	劇場	R2.9.1
6	鳥取砂丘砂の美術館	鳥取市福部町湯山2083-17	観光施設(美術館)	R2.9.16
7	BEAUTY SALON MASUDA & air wedding	米子市河崎1090-1	美容業	R2.9.16
8	SALON DE JEMINI	米子市上後藤2-9-36	美容業	R2.9.17

※「BEAUTY SALON MASUDA & air wedding」及び「SALON DE JEMINI」については、認証書を認証当日に送付した。

<参考> 認証書交付式に続いて行われた「安心観光・飲食エリア宣言セレモニー」について

上記の認証書交付式に引き続き、鳥取砂丘エリアにおける「安心観光・飲食エリア宣言セレモニー」が以下のとおり開催された。安心観光・飲食エリアの宣言を行った地区は、9月28日に実施した大山寺エリアに続いて2地区目である。

- (1) 宣言日 10月3日(土) 午前9時10分から9時40分まで
- (2) 宣言者 鳥取大砂丘観光協会、鳥取砂丘アクティビティ協会
- (3) 内 容
 - ・エリア代表挨拶
(鳥取大砂丘観光協会 山根会長、鳥取砂丘アクティビティ協会 長谷川副会長)
 - ・エリア内共通ステッカーデザイン披露
 - ・来賓祝辞(知事、鳥取市長)
 - ・麒麟獅子舞披露
 - ・関係者全員による宣言
- (4) エリアの概要
 - ・鳥取砂丘東側エリアの土産店、飲食店、アクティビティ事業者、観光施設(鳥取砂丘ビジターセンター・砂の美術館)など23事業者が参加
 - ・9月29日に、鳥取大砂丘観光協会、鳥取市と県でエリア内事業者の感染拡大予防対策の実践状況を確認。(全事業者が新型コロナウイルス感染予防対策協賛店制度の届出又は新型コロナ対策認証事業所の認証済み。)

※安心・観光飲食エリアの概要

「安心観光・飲食エリア」とは、観光地や飲食店街の団体が、安心して観光や飲食を満喫していただけるエリアを創出するため、自主的に、新型コロナウイルスの感染拡大予防対策に取り組み、県と市町村がその取組の支援を行うものである。8月31日に鳥取砂丘エリア及び大山寺エリアがそれぞれ県及び市町と協定を締結し、宣言に向けた取組を進めていた。

鳥取県食品衛生条例の一部改正（案）に係るパブリックコメントの実施について

令和2年10月6日
くらしの安心推進課

県では、改正食品衛生法（平成30年6月公布、令和3年6月施行）に基づく所要の改正に対応するため、鳥取県食品衛生条例の一部改正を検討しており、当該改正案についてパブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和2年10月中旬から令和2年11月上旬
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 条例改正の理由

食を取り巻く環境の変化や国際化などを背景に、より一層の食品の安全確保を図るため、改正食品衛生法に基づき、許可が必要な業種の追加・見直しやその地域的差異を解消するための施設・設備の基準が示されたことから、県が条例で定めることとされる営業許可施設に係る基準等を改正する。

3 条例改正案の概要

- (1) 食品を取り扱う営業のうち、県知事の許可を受けなければならない業種区分が34から32業種に再編されたことから、新たに許可の対象となる業種を条例に規定するとともに、各業種について公衆衛生上の見地から必要な施設基準を定める。

<追加・見直し業種の例>

業種区分	対象となる営業の例	施設基準（抜粋）
水産製品製造業	従前から許可が必要な魚肉練り製品の製造に加え、あじの開き、明太子、鰹節等の乾物の製造を許可対象に追加（ワカメなどの海藻の製造・加工は対象外）	・作業区分に応じ必要な区画がされていること。 ・床面、内壁及び天井は清掃、洗浄及び消毒しやすい材質であること。 ・流水式手洗い設備を有する便所を有すること。 ・食品又は添加物に直接接触する機械器具等は耐水性材料で作られ、洗浄が容易であること。 ※その他にも取り扱う食品に応じて個別の基準が適用される。
液卵製造業	液卵（卵白、卵黄など）の製造	
漬物製造業	漬物の製造	
食品の小分け業	菓子、チーズなどの既製品を小分けし包装することのみ行う営業	

※ただし、新たに許可が必要な業種に該当していても許可取得までに3年間（令和6年5月末まで）の猶予期間が設定されている。

- (2) すべての業種の施設基準について、国が規則で定めた基準（以下「国基準」という。）を参考に見直す。なお、現在の県基準で十分な衛生管理が確保されていると判断される一部の施設基準については、現行どおりとする。

- 〔例〕・国基準 手洗い設備（水栓は、洗浄後、手指の再汚染が防止できる構造とする。）
・現行どおり 自動車営業の貯水量（使用目的、業務能力に応じた十分な量とする。）

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月上旬 パブリックコメント実施結果を県ホームページで公表
11月下旬 11月議会に条例改正案を附議、常任委員会に報告
令和3年6月1日 改正条例施行

鳥取県食品衛生条例の一部改正案

についてご意見をお寄せください

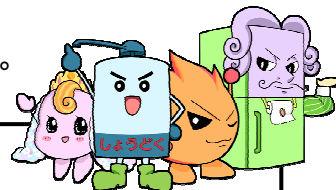
応募期限: 令和2年

11月〇〇日(〇)まで

食品衛生法の改正により、食品を取り扱う営業のうち、許可が必要な業種の追加・見直しが行われ、その施設・設備の基本となる基準が示されました。

これを受けて、県では、新たに許可の対象となる業種の規定と、許可を受ける場合に適合しなければならない施設の基準を定める条例の改正を検討しています。

このたび、条例の改正案を作成しましたので、県民の皆様のご意見をお寄せください。



改正のポイント

(令和3年6月1日施行予定)

1 新たに許可を受けなければならない業種が34から32業種に再編されたため、新たに許可の対象となる業種ごとに施設の基準を定めます。

新たに許可の対象となる業種の区分	対象となる営業の例	施設基準 (抜粋)
水産製品製造業	従前から許可が必要な魚肉練り製品のほか、あじの開き、明太子や鰹節等の乾物の製造 (ワカメなどの海藻の製造・加工は対象外)	● 作業区分に応じて必要な区画がされていること。 ● 床面、内壁及び天井は清掃、洗浄及び消毒しやすい材質であること。 ● 専用の流水式手洗い設備がある便所を有すること。 ● 食品又は添加物に直接接触する機械器具等は耐水性材料で作られ、洗浄が容易であること。 ※その他にも取り扱う食品の種類に応じて、個別の基準が適用されます。
液卵製造業	液卵 (卵白、卵黄など含む) の製造	
漬物製造業	漬物の製造	
食品の小分け業	菓子、チーズなどの既製品を小分けし包装することのみ行う営業	

※ただし、新たに許可が必要な業種に該当していても、許可取得までに3年間 (令和6年5月末まで) の猶予期間が設定されています。(これまでも許可が必要とされていた業種・業態は除く。)

2 許可が必要なすべての業種に適用される基準 (共通基準)、業種別に適用される基準 (個別基準) を見直し、その地域差を縮小 (全国平準化) するとともに施設の衛生管理の向上を促進します。

ただし、すでに現行の県基準で十分な衛生管理が確保されていると判断される一部の基準は現行どおりとします。

<見直す基準の例> 手洗い設備: 水栓は洗浄後手指の再汚染が防止できる構造とする。

<現行どおりの例> 自動車営業の貯水槽容量: 使用目的、業務能力に応じた十分な量とする。

※改正後の基準の大部分は現行基準と概ね同等の内容になります。

※改正前に許可を取得している場合、その有効期間内は旧基準が適用されます。

条例(案)の閲覧方法

・県庁くらしの安心推進課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。

ウェブページのアドレス: <http://www.pref.tottori.lg.jp/〇〇〇〇〇〇.htm>

・郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函 (上記県の機関) および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
・提出される様式は自由ですが、このチラシ (裏面) もご利用になれます。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

郵 送: 〒680-8570 (所在地記載不要)

電 話: 0857-26-7284

ファクシミリ: 0857-26-8171

電子メール: kurashi@pref.tottori.lg.jp

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

「第52回鳥取県交通安全県民大会」の開催について

令和2年10月6日
くらしの安心推進課

県内の交通安全功労者及び優良運転者の表彰を行うとともに、交通安全に関する講演等を行うことにより、県民の交通安全意識の更なる高揚を図り、交通事故を防止することを目的として、県民大会を開催するので報告する。

なお、今回は、三密を避ける等の新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施し、鳥取県版新型コロナウイルス警報が発令された場合は、実施を中止する。

1 開催日時・場所

令和2年11月4日（水）午後1時30分から午後3時50分まで
米子コンベンションセンターBIGSHIP（米子市末広町294番地）

2 参加予定者

約300人（表彰受賞者・団体及び県民一般）

3 主催・共催

主催：鳥取県交通対策協議会（会長：鳥取県知事）
共催：鳥取県、鳥取県警察、一般財団法人鳥取県交通安全協会

4 開催内容

交通指導員の街頭活動での実体験や視覚障がい者の視点からの交通安全についての講演等を実施する。

(1) 式典

- ・交通事故犠牲者に対する黙とう
- ・主催者挨拶
- ・交通安全功労者表彰
- ・来賓祝辞

(2) 講演

- ・講師 米子市交通指導員会 会長 武本 章（たけもと あきら）氏
演題 「交通指導員の活動を通じて」※交通指導員の実体験
- ・講師 米子市在住の視覚障がい者 村田 静也（むらた しずや）氏
演題 「心のバリアフリーについて」※視覚障がい者からみた交通安全

(3) 警察音楽隊演奏

(4) 大会決議

【昨年の開催状況（令和元年11月4日（水）ハワイアロハホール）】



【交通安全功労者への表彰】



【講演（藤川陽一氏）】

「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催について

令和2年10月6日
くらしの安心推進課

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、社会全体による被害者支援の必要性について県民の理解を深めるため、犯罪被害者やその御遺族等による講演会を開催するので報告する。

なお、今回は、三密を避ける等の新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施する。

1 開催日時・場所

令和2年11月27日（金）午後1時30分から午後4時10分まで
倉吉未来中心大ホール（倉吉市駄経寺町212-5）

2 主催・共催

主催 公益社団法人とっとり被害者支援センター・鳥取県性暴力被害者支援協議会
共催 鳥取県・鳥取県警察

3 参加者

自治体職員、県警察職員、医療従事者、教員、弁護士、ほか県民一般

4 開催内容

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう社会全体でこの問題に取り組むことについて考える機会とする。

(1) 表彰式

犯罪被害者支援功労者表彰（支援活動員3名）

(2) 講演

演題 「性暴力の被害者も加害者も生まないために～今、私たちにできること～」

講師 山本 潤（やまもと じゅん）氏

【プロフィール】

一般社団法人Spring代表理事。看護師、保健師。父親から性暴力を受けたサバイバー。性暴力被害者支援看護師（SANE）として、その養成に携わる。性暴力被害者の支援者に向けた研修や一般市民を対象とした講演活動も多数行っている。

著書『13歳、「私」をなくした私 性暴力と生きることのリアル』（朝日新聞出版、2017）

(3) 警察音楽隊演奏



【山本 潤 氏】

5 その他

大ホール前ロビーホワイエ（2階）において、犯罪被害者自助グループ「なごみの会」による「いのちのパネル展」を同時開催する。



【いのちのパネル展】

6 参考

内閣府は、令和2年4月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を立ち上げ、6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和2年度から4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として各種対策に取り組むこととしている。

鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針の策定について

令和2年10月6日
住まいまちづくり課

県営住宅の空き住戸を活用して、高齢者、障がい者、子育て世帯等の生活支援及び地域コミュニティの活性化に取り組むため、県営住宅コミュニティ活性化方策検討委員会を設置して、鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針（以下「指針」）の策定を進めており、この度、この指針（案）を取りまとめたので概要を報告する。

1 指針（案）の概要

（1）目的

本指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく県営住宅の目的外使用（以下「目的外使用」という。）に当たり必要な事項を定めることにより、県営住宅入居者の健康福祉の増進、住宅困窮者の居住支援の推進及び県営住宅並びに周辺地区のコミュニティ活性化を図る。

（2）目的外使用を認める用途及び要件

本指針により目的外使用の対象とする者は、県営住宅入居者の生活支援等に資する活動を行う法人、団体（以下「活動法人」という。）及び地域コミュニティの活性化に資する世帯（以下「活動世帯」という。）とし、それぞれ目的外使用を認める用途及び使用要件等を定める。

ア) 活動法人に目的外使用を認める施設用途及び使用要件

種別	活動用途	使用要件
(1) 高齢者支援	小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護事業所、訪問介護・看護事業所、高齢者見守り活動拠点、高齢者サロンその他これらに類する用途	・県営住宅に入居する高齢者、障がい者、子育て世帯等の生活相談（他の福祉機関につなぐことを含む）に応じること。（職員等が常駐しない用途の場合は、職員等が原則週1回以上駐在して対応すること。） ・県営住宅が属する自治会に加入し、活動に参加すること。 ・入居者及び住戸に異変を発見した場合は、県に通報すること。 ・建築基準法、消防法などの関係法令を遵守すること。
(2) 障がい者支援	自立訓練施設、相談支援事業所その他これらに類する用途	
(3) 子育て支援	子ども食堂、学習支援、小規模保育所、子育て支援拠点、一時預かりその他これらに類する用途	
(4) 住宅困窮者支援・コミュニティ活性化	交流活動施設、地域食堂、外国人・学生ルームシェア、自立支援施設（シングルマザー・児童養護施設退所者等）、住宅困窮者向け住宅その他これらに類する用途 ※ ルームシェアは、(1)～(4)用途の事業と一体となっていくものに限る。	

イ) 活動世帯に目的外使用を認める世帯種別及び使用要件

世帯の種別	収入要件	世帯要件	使用要件
(1) 若年夫婦世帯	世帯の収入月額が158千円を超え、313千円	・世帯主及び配偶者の年齢が20歳以上50歳未満で2人以上の世帯であること。	・県が、県営住宅の属する自治会及び地区社協の意見を聞いた上で指定する自治会活動及び地区の社会福祉協議会活動に参加すること。 ・連帯保証人（知事が指定する家賃債務保証業者の利用も可能）及び緊急連絡先があること。
(2) 地域貢献世帯	以下であること。	・県営住宅に5年以上居住し、3年以上自治会又は地区の社会福祉協議会の役員を務め、自治会長が推薦する世帯であること。	
(3) 移住世帯	なし	・県外からの移住世帯であること。 ・自治会長又は市町村長が推薦する世帯であること。	
(4) 学生ルームシェア		・大学、高等専門学校（以下「学校等」という。）の学生（18歳以上）で、学校等の推薦を受けた者が2名以上で居住すること。	

(3) 使用料

使用料は、使用者の区分及び用途・世帯区分に応じて、以下のとおり定める。

使用者区分	用途・世帯	使用料算定方法	使用料の減免
支援法人	住宅以外	行政財産使用料により算定 例) 非木造(月額830円/㎡) 3DK 57㎡ 月額47,310円 木造(月額270円/㎡) 3DK 75㎡ 月額20,250円	非営利事業は、施設使用料に係る補助金の額等を控除した額に対して、料金徴収の区分に応じて減免率を乗じる。 ・利用者から料金を徴収する 1/2 ・利用者から料金を徴収しない 2/3
	住宅(ルームシェア)	県営住宅の家賃算定方法(世帯の収入の合計額に応じて算定) 例) 3DK 57㎡ 19,800~29,500円/月	減免なし。ただし、同居人の退去により単身入居となる場合は、県営住宅の家賃減免基準を適用する。
活性化世帯	若年世帯	県営住宅の家賃算定方法(世帯の収入の合計額に応じて算定)によるものとし、行政財産使用料の算出方法による額を上限とする。 例) 3DK 57㎡ 月額19,800円~47,310円	県営住宅の家賃減免基準を準用する。 ・所得月額52千円以下は3割減免 ・住民税非課税世帯は5割減免
	地域貢献世帯		
	移住世帯		減免なし。ただし、同居人の退去により単身入居となる場合は、県営住宅の家賃減免基準を適用する。
	学生ルームシェア		

(4) 使用者の応募、決定

区分	募集・決定方法
活動法人	・管理戸数10戸以上の団地において、空き住戸の使用を希望する団体を公募する。 ・応募があった団地の空き住戸の状況を勘案したうえで応募団体のヒアリングを行い、団地と調整して使用者を決定する。
活動世帯	・団地の意見を聞いた上で対象住戸を選定する。 ・応募者の面談を行い、使用者を決定する。

2 県営住宅コミュニティ活性化方策検討委員会

指針の策定にあたっては、有識者で構成する県営住宅コミュニティ活性化方策検討委員会を設置して、目的外使用を認める上での条件整理を行い、指針(案)を取りまとめた。

(1) 委員会の構成

所属名	役職	氏名	専門分野
国立大学法人鳥取大学地域学部地域学科	准教授	竹川 俊夫(座長)	地域コミュニティ
国立米子工業高等専門学校建築学科	教授	高増 佳子	建築・公営住宅
鳥取市中央人権福祉センター	所長	川口 寿弘	地域共生
社会福祉法人鳥取福祉会うぶみ苑多機能型事業所	所長	谷口 伸一	高齢者・障がい者福祉
特定非営利活動法人山陰福祉の会	理事長	山中 裕二	障がい者福祉

(2) 委員会における主な意見

- ・活動法人の要件には、団地内の生活困窮者からの相談の受付、支援又は専門機関につなぐことを加えるべき。
- ・活動世帯の要件には、自治会だけでなく地区の社会福祉協議会の活動への参加も条件にした方がよい。
- ・児童養護施設退所者、DV被害者などの住居としても積極的に活用していくべき。
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を行う事業所として活用していくべき。

3 これまでの検討経過と今後のスケジュール

時期	検討事項・内容等
令和2年5月22日	<第1回委員会>県営住宅の現状、課題の整理、他県の活用事例、活用に対する意見聴取
7月17日	<第2回委員会>指針骨子案の検討
8月26日	鳥取県居住支援協議会(県、市町村、不動産、福祉関係者)に報告、意見聴取
8月27日	鳥取県地域住宅協議会(県、市町村、住宅供給公社)に報告、意見聴取
10月1日	<第3回委員会>指針(案)の説明、意見聴取
10月6日	常任委員会報告
10月中旬	指針の制定、運用開始、公募

「汽水化に伴う湖山池の環境等の変化に関する調査報告書」について

令和2年10月6日
水環境保全課

県及び鳥取市は、湖山池で平成24年3月から汽水化を開始し8年経過したことから、水質や生態系、池周辺の動植物群の環境変化に関するモニタリング結果を分析・評価し、報告書を取りまとめたので、概要を報告する。

1 経緯

- 平成22年(2010)、県と鳥取市はアオコによるカビ臭発生やヒシの大量繁茂による悪臭などの問題を解決するため「湖山池会議」を設置し、平成24年(2012)1月に「湖山池将来ビジョン」を策定、同年3月より汽水化し、湖内の塩分濃度を海水の1/10から1/4程度に高める管理を始めた。
- 汽水化により、ヒシの大量繁茂による悪臭やアオコによるカビ臭は解消されたが、汽水化直後には目標とする塩分濃度の超過、底層の貧酸素化、淡水生物消滅・減少等の課題が顕在化した。
- 平成24年9月に「湖山池環境モニタリング委員会」を設置し、課題への対応方法やモニタリング結果の評価等の議論を進めてきたが、県と市は環境変化を総括的に振り返り、今後の管理に役立てるよう調査報告書を取りまとめた。

2 調査報告書について

(1) 構成

章	表題	内容
1	湖山池の変遷と汽水化の経緯	○経緯等は略(上記1のとおり) ○汽水化直後の2年間(H24-25)は想定以上の海水流入により、目標塩分濃度を超過し、魚類大量斃死も発生した。 ○淡水性動植物の減少、赤潮や有害プランクトンの発生等の新たな問題が発生したことから、県と市はモニタリング強化、淡水動植物の保全等の対応を行っている。 ○水門改修によりきめ細やかな水門操作が可能になり、適正な塩分濃度の管理に繋がっている。 ○アンケートでは、周辺住民の約7割はヒシやアオコの抑制を評価している。 ○ヤマトシジミ漁が創設され、現在では主要な漁業資源となっている。 ○今後も湖山池将来ビジョンの達成に向けて監視・評価しながら、PDCAサイクルのもと、湖山池の環境改善に向けた取組を進めていく。
2	汽水化前の課題	
3	汽水化前後の環境の変化	
4	汽水化に伴い生じた効果及び課題と対応	
5	汽水化前後での利活用と住民意識の調査	
6	まとめ	
—	湖山池環境モニタリング委員からの意見	○汽水化について、カラスガイをはじめとする淡水動植物の消滅や減少などの問題を指摘する意見を掲載。

(2) 湖山池環境モニタリング委員からの意見

- 報告書を取りまとめるにあたっては、専門家の立場から多様な意見を頂いた。
- 汽水化による淡水生生物の減少等に対して異論される委員もあり、退任委員を含めて当該汽水化に対する意見も併せて取りまとめた。

[委員] 敬称略

日置 佳之 (会長、生態系全般、鳥取大学農学部教授) 清末 忠人 (生態系全般、鳥取自然に親しむ会会長)
南條 吉之 (プランクトン類、元県衛生環境研究所室長) 安藤 重敏 (魚介類、元 県立博物館副館長)
中村 幹雄 (魚介類、日本シジミ研究所長) 鶴崎 展巨 (昆虫類、鳥取大学農学部教授)
下田 康生 (鳥類、NPO 日本野鳥の会鳥取県支部) 三原 菜美 (植物類、米子水鳥公園専任指導員)
宮本 康 (生態系全般、底生二枚貝、福井県里山里海湖研究所研究員)

3 参考

- 本報告書は、令和3年度から着手する第4期湖山池水質管理計画(R4~13年度)の策定にあたっての基礎資料として活用する。
- 今後の適正な塩分濃度の管理に向けて、水門のきめ細やかな操作方法の確立に役立てる。

◇汽水化に伴う湖山池の環境等の変化に関する調査報告書(概要版)

第1章 湖山池の変遷と汽水化の経緯

湖山池は農水産業に大きく寄与し、人々の生活を支えてきたが、幾度となく洪水を経験してきたことから、河口付近では大きな人為的改変が行われてきた。

昭和初期の湖山池は、千代川を通じて遡上海水が侵入するため周辺農業への影響が大きく、海水遡上の制御のため、1936年に流出河川の湖山川に木製の潮止水門を設置され、1963年には鋼鉄製の水門に改修されている。また、1983年には治水上の必要性から千代川の河口付け替え工事が行われ、豪雨等による内水被害の減災に大いに貢献した。

しかし、河口付け替えにより海水が直接湖内に流入することとなり、湖内の塩分上昇に伴う農業被害が生じた。以降、水門操作による塩分管理が行われ、淡水湖として管理されることとなったが、その運用をめぐって漁業者から改善が求められるようになった。その後、湖内の富栄養化は進行し、水質浄化対策やアオコ対策を議論する中で、汽水湖再生の機運が高まり、2005年から塩分導入試験が開始された。

その後も水質改善の問題に加えて、ヒシの大量繁茂による悪臭問題やアオコによるカビ臭問題が生じる背景のもと、2010年に県と鳥取市共同の「湖山池会議」を設置し、湖山池の環境改善の検討を進めた。さらに住民アンケートや農業者への今後の営農意向も参考にしながら、2012年3月12日より水門の開放頻度を多くして、湖内の塩分を海水の1/10から1/4程度に高めての管理が始まった。その後、目標塩分の超過、底層の貧酸素化、水質の悪化、淡水生物消滅等の課題が顕在化し、同年9月に「湖山池環境モニタリング委員会」を設置し、モニタリング結果の評価や課題への対応方法等に対して議論を進めている。

第2章 汽水化前の課題

1965年頃から、夏から秋にかけて、植物プランクトンの一種である藍藻類が増殖してアオコの形成による景観悪化が見られるようになった。

2006年頃にはカビ臭を発生する藍藻類が出現・増殖し、水産資源のシラウオ等にカビ臭が付着する等の漁業被害ももたらした。また、2004年頃からヒシの生育範囲が顕著に拡大し、腐った葉や茎等が悪臭の原因となり、周辺住民の生活環境を悪化させていた。

さらに、汽水化前の2010年前後の水質は、COD（化学的酸素要求量）、全窒素、全りんのうちいずれも環境基準値並びに第2期水質管理計画目標値を大きく超過しており、水質の改善が大きな課題となっていた。

第3章 汽水化前後の環境の変化

3-1 水質

汽水化以降は水門開放に伴う海水流入の増加により、塩化物イオン濃度の上昇に繋がり、2012年及び2013年は8,000 mg/L程度まで上昇した。その後、海水の流入制御が効果的にできるようになり、2014年以降は、管理目標値とする2,000~5,000mg/Lを概ね達成している。また、COD、全窒素、全りんは、汽水化直後に一端急上昇したが、塩化物イオン濃度の低下が見られた2014年以降は、COD、全窒素、全りんも低下傾向となっている。

3-2 水生植物

汽水化前に繁茂していたヒシは、汽水化直後の塩化物イオン濃度の上昇により枯死したと考えられる。

同様に、過去に生育していた淡水性の沈水植物、浮葉・浮遊植物も塩化物イオン濃度上昇に伴って消滅したと考えられる。また、抽水植物では汽水化後にヨシが確認されるが、マコモ、ヒメガマ、ハス等は湖内での生育が見られず、その生育範囲は減少したまま回復していない。一方、コアマモ、リュウノヒゲモ等の汽水産・海産の水生植物の定着は確認されていない。

3-3 底生動物

汽水化後の2012年9月以降は、特定希少野生動植物のカラスガイをはじめとするイシガイ類が見られなくなった。これに伴い、イシガイ類を産卵母貝とするヤリタナゴ等のタナゴ類は、池内で再生産できない環境となった。また、汽水化以降は、オオタニシ等の淡水産の巻貝類が見られなくなった。一方、汽水化後には多毛類と二枚貝（ほぼヤマトシジミ）の増加が見られた。このうち、ヤマトシジミは現在では重要な水産資源となっている。

3-4 魚類

定置網調査では、純淡水魚の種数、個体数の大幅な減少（ヤリタナゴ等）が見られ、汽水化後に湖内環境が純淡水魚の生息環境として不適となったと考えられる。一方、汽水・海産種では汽水化後に種数が増加（シ

マイサキ、アシシロハゼ等)し、近年汽水環境として安定してきたことが示唆された。なお、回遊魚では汽水化の影響程度は判然としない。また、2014年以降、特定外来生物のオオクチバス、ブルーギル、生態系被害防止外来種のタイリクバラタナゴは確認されていない。

3-5 トンボ類

汽水化により、主要な餌となるユスリカ等の小型の水生昆虫及び休息場所となるヒシ等の浮葉植物が減少し、すべてのトンボが影響を受けた可能性が考えられる。また、塩化物イオン濃度の上昇により、湖内での生息環境が失われたと考えられる。なお、塩分耐性の高いウチワヤンマは、2018年に福井地先の湖岸から羽化殻が確認されており、近年の塩化物イオン濃度において、本種は湖山池本体から直接羽化している可能性が示唆された。

3-6 鳥類

汽水化以前には種ごとの個体数に関する記録があまりないので、汽水化が個体数の増減にどのような影響を与えたかは不明である。ただし、ヨシやヒシ等の水生植物群落が衰退したことに伴い、オオヨシキリやカイツブリの営巣、繁殖できる範囲が小さくなったことが示唆された。また、近年スズガモ等の海ガモの増加が見られ、餌とする底生生物相に変化があった可能性が示唆された。

3-7 動植物プランクトン

植物プランクトンは、汽水化前後で淡水性の藍藻類から、汽水・海産性の渦鞭毛藻類、珪藻類、クリプト藻類が優占するようになった。また、汽水化後にカビ臭を発生する植物プランクトンは発生しなくなったが、2013年以降、有害プランクトンの発生が見られるようになった。動物プランクトンでは、汽水化以降、淡水性から汽水・海産性の種類へ変化が見られた。

第4章 汽水化に伴い生じた効果及び課題と対応

汽水化前の課題となっていたアオコによる景観悪化とカビ臭の発生、ヒシの大量繁茂による悪臭発生と航路障害等は、汽水化後に解消された。

また、ヤマトシジミ漁が創設され、現在では主要な漁業資源となっている。

しかし、その一方で汽水化前に見られた淡水動植物は減少又は消滅し、その後周辺ビオトープを活用する等淡水動植物の保全に取り組んでいる。

また、汽水化直後の2年間は想定以上の海水流入により、目標塩分の超過、強固な塩分躍層による大規模な貧酸素化が起り、魚類の大量斃死も発生した。

さらに赤潮の発生、有害プランクトンの発生、周辺では潮風害等の被害が発生し、県と鳥取市はモニタリングの強化、潮風害対策に係る補助金の創設、水門の改修等の対策を講じてきた。併せて、石がま漁の不漁が続き、地域住民と共同で石がまの清掃等を行った。

第5章 汽水化前後での利活用と住民意識の調査

汽水化後の2019年に湖山池の周辺住民を中心に「湖山池に対する住民意識アンケート調査」を行い、汽水化前の2010年に実施したアンケート結果と比較した。

湖山池に対する周辺住民のイメージは、汽水化前ではアオコやヒシの発生が多かったが、汽水化後では美しい景観、憩いの場等の意見が増加した。特に約7割の住民はアオコやヒシの抑制を評価している。

また、汽水化の取組に関して、1割未満の否定的な意見があったものの、約6割の住民が汽水化の取組を肯定的に捉えていた。

第6章 まとめ

県と鳥取市が策定した「湖山池将来ビジョン」に掲げる指標について点検した。水質ではCODが第3期水質管理計画目標値を達成したが、全窒素・全りん・透明度は未達成であり、赤潮の発生も見られている。アオコやヒシは抑制されたものの、水生植物では湖岸のヨシを除いて湖内では沈水植物や浮葉・浮遊植物が見られなくなった。一方、汽水化前から減少傾向であった漁獲量は、ヤマトシジミ漁の創設により大幅に回復した。さらに湖山池周辺施設の利用者数も増加し、アダプトプログラム等の清掃活動も参加団体が増え、意識の共有にも繋がっている。

今後も将来ビジョンの達成に向けて行政と市民との協働連携の更なる推進が必要である。また、湖内環境をモニタリングにより監視・評価しながら、PDCAサイクルのもと、妥当性の点検や湖山池の環境改善に向けた取組を進めていく。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年10月6日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅緑町第二団地第三期住戸 改善工事(55-6棟)(建築)	鳥取市 立川町	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 岡田 幸一郎	189,750,000円 (予定価格) 206,250,000円	令和2年9月25日 ~令和3年8月31日	令和2年9月24日	制限付 一般競争入札 (4社)
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠更生 工事(その12)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	株式会社クラエー 代表取締役 西村 博文	119,350,000円 (予定価格) 125,099,700円	令和2年10月15日 ~令和3年3月15日	令和2年9月24日	制限付 一般競争入札 (1社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年10月6日
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
緑豊かな自然課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	大山駐車場地中熱融雪設備設置工事 (1工区)	西伯郡 大山町 大山	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 155,320,000円	令和2年3月6日 ～令和2年11月30日	(当初契約年月日) 令和2年3月5日	
				(第1回変更契約額) 163,999,000円 (変更額) 8,679,000円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和2年9月10日	第2駐車場前坂路 の部分供用を図る ため、循環ポンプ 制御盤を新規計上 したことによる工事 費の増。